

6. 廃棄物・発生土（産業廃棄物）

6. 廃棄物・発生土（産業廃棄物）

6.1 調査

(1) 産業廃棄物の処理状況及びリサイクルの状況

① 調査方法

実施区域及びその周辺地域における産業廃棄物の処理施設の設置状況及びリサイクルの状況について、「神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書（平成21年度実績）」（平成23年2月、神奈川県環境農政局環境部資源循環課）により調査した。

② 調査結果

ア. 産業廃棄物処理施設の設置状況

実施区域及びその周辺地域における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表5.2.6.1に示すとおりである。

実施区域周辺の7ヶ所に民間の産業廃棄物処置施設が立地している。

表5.2.6.1 産業廃棄物処理施設の設置状況

会社名・施設名	所在地	処理施設の種類	取扱産業廃棄物																	
			燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず	鉱さい	がれき類	動物ふん尿	動物死体	ばいじん
エバークリーン株式会社 神奈川支店	平塚市大神3110-1	汚泥の脱水施設、 廃油の蒸溜施設	○ ○																	
株式会社 神奈川環境クリエイツ	平塚市大神3345-9	汚泥の洗浄施設	*																	
寒川ウォーターサービス 株式会社	寒川町宮山4058-地6	汚泥の脱水施設、 汚泥の機械乾燥施設	*																	
神鋼商事株式会社	平塚市大神字下堤外 3341	その他の中間処理施設						*						○						
株式会社鈴木油脂 歌川工場	伊勢原市歌川3-3-2	廃油の油水分離施設		*																
日本ダスト株式会社 資源化リサイクル大神工場	平塚市大神3341-21	その他の中間処理施設	*	*	*	*	*					*	*	*						
フジメタルリサイクル 株式会社 厚木工場	厚木市酒井1747	廃プラスチック類の破碎施設、 その他の中間処理施設、 産業廃棄物の破碎施設						○					○	○						

注) 取扱産業廃棄物欄の○及び*印は、取り扱える産業廃棄物等を示す。○は限定条件がないもの、*は限定条件があるもの。

資料) 神奈川県「産業廃棄物処理業者名簿（平成25年8月1日現在）」

各社ホームページ

イ. リサイクルの状況

神奈川県全体の産業廃棄物の発生量、資源化量等は、表5.2.6.2に示すとおりである。

平成21年度の産業廃棄物の発生量は19,466千トン、排出量(発生量-有償物量)は17,162千トンとなっており、種類別排出量は、有機性汚泥が最も多く、次いで無機性汚泥となっている。また、最終処分量は1,138千トンとなっている。

資源化量は9,413千トン（有償物量2,304千トン、再生利用量7,109千トンの合計）となっている。

表 5.2.6.2 神奈川県における産業廃棄物の発生及び処理状況（平成 21 年度）

単位：千トン/年

区分 種類	発生量	排出量	資源化量		計	最終処分量
			有償物量	再生利用量		
燃え殻	36	34	2	113	114	0
有機性汚泥	5,952	5,950	2	201	203	6
無機性汚泥	4,530	4,500	30	994	1,024	891
廃油	221	203	18	80	98	6
廃酸	201	198	3	18	21	3
廃アルカリ	144	144	0	11	11	4
廃プラスチック類	307	291	16	168	184	69
紙くず	174	155	19	147	166	0
木くず	311	310	1	292	293	5
繊維くず	4	4	—	4	4	0
動植物性残さ	130	97	34	70	103	2
動物系固形不要物	7	7	—	7	7	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0
金属くず	740	343	398	336	733	7
ガラス陶磁器くず	395	395	0	360	360	21
鉱さい	1,915	165	1,750	149	1,899	16
がれき類	3,673	3,666	7	3,555	3,563	88
ばいじん	464	441	23	440	463	1
動物のふん尿	196	196	—	130	130	—
動物の死体	8	8	—	5	5	—
その他の産業廃棄物	58	56	2	31	34	18
合 計	19,466	17,162	2,304	7,109	9,413	1,138

注) 表中の0は1トン以上500トン未満の値、-(ハイフン)は1トン未満の値であるため、内数は合計と合わない。

資料) 神奈川県環境農政局環境部資源循環課「神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書(平成21年度実績)」(平成23年2月)

(2) 対象事業の計画の状況

① 調査方法

工事中に発生する産業廃棄物の種類、量及び処理・処分方法について、事業計画により把握した。

② 調査結果

ア. 産業廃棄物の種類及び量

建設工事に伴う産業廃棄物の発生量は、表5.2.6.3に示すとおりである。

既存道路の撤去に伴い発生するアスファルト塊、コンクリート塊については、現地調査により道路延長等の確認後想定し、算出した。

また、既存建築物の解体に伴う廃棄物については、既存建築物の延床面積と「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書/建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」(平成16年3月、社団法人建築業協会 環境委員会副産物部会)の構造別発生原単位を用いて予測

した。

既存道路の撤去に伴う産業廃棄物の発生量は 18,600 トン、既存建築物の解体に伴う産業廃棄物の発生量は 35,736 トン、合計 54,336 トンと想定される。

表 5.2.6.3 建設工事に伴う産業廃棄物の発生量

単位：トン

産業廃棄物の種類		発生量
道路	アスファルト塊	5,400
	コンクリート塊	13,200
	小 計	18,600
建築物	アスファルト塊	2,279
	コンクリート塊	30,170
	木くず	379
	金属くず	2,249
	混合廃棄物	659
	小 計	35,736
合 計		54,336

注) 四捨五入の関係で、内訳と計が一致しないことがある。

イ. 産業廃棄物の処理・処分方法

対象事業の工事により発生する産業廃棄物は、これらの工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号) (以下「建設リサイクル法」という。) の対象工事であることから、「神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」(平成 14 年 5 月 28 日 神奈川県告示第 366 号) (以下「神奈川県建設リサイクル法実施指針」という。) に示されている内容を勘案して、①建設資材廃棄物の発生抑制、②建設資材の再使用(リユース)、③建設資材廃棄物の再生利用(マテリアル・リサイクル)、④建設資材廃棄物の熱回収(サーマル・リサイクル)を行い、最後にこれらの措置が行われないものについては適正に処分することとする。

(7) 特定建設資材

神奈川県建設リサイクル法実施指針では、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊などの特定建設資材廃棄物の平成 22 年度における再資源化率(目標)を、それぞれ 100%、95%、100% と設定していることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号) (以下「廃棄物処理法」という。) に基づく産業廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を有する業者(以下「処理業者」という。)に委託して分別収集し、再資源化施設に搬出する。

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等の利用に努める。建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用するほか、燃料としての使用に努める。

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、道路等の舗装の上層路盤材、基礎用材料または表層用材料等に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等の利用に努める。

(イ) 特定建設資材以外の建設資材

プラスチック類、金属などの特定建設資材以外の建設資材についても、処理業者に委託して、再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、再資源化施設に搬出する。再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、処理業者に委託し、安定型処分品目については管理型処分品目が混入しないように分別した上で、安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める。

6.2 予測

(1) 予測事項

対象事業の工事により発生する産業廃棄物が生活環境に及ぼす影響の程度及び範囲とした。

(2) 予測範囲

調査範囲に準じた。

(3) 予測時点

工事中において、産業廃棄物の排出が最大となる時点とした。

(4) 予測方法

対象事業の計画の状況、周辺の土地利用の状況、環境保全対策等を考慮して、廃棄物の処理・処分方法、減量化等の方法の検討により予測した。

(5) 予測結果

工事に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量及び主な処理・処分方法は、「6.1 (2) 対象事業の計画の状況」に示すとおりである。

これらの廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」等に基づき、積極的に発生抑制や減量化に努めるとともに、分別・再資源化を図る。なお、再資源化の目標としては、「神奈川県における特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に基づきコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、100%、建設発生木材については95%とする。

再資源化が困難な廃棄物は、産業廃棄物の運搬・処分の許可を得た業者に委託し、適正な処理を行う。また、工事に伴い発生する産業廃棄物の保管にあたっては、適切な場所に保管し、飛散・流出の防止を図る。

したがって、工事に伴い発生する産業廃棄物による実施区域の周辺環境への影響はないものと予測される。

6.3 評価

(1) 評価目標

対象事業の工事により発生する産業廃棄物について、実施区域の周辺環境に著しい影響を及ぼさないこととした。

(2) 評価結果

工事中における産業廃棄物については、「6.2 予測 (5)予測結果」に示すとおり、再資源化目標を設定して再資源化を図るとともに、適正な処理、保管を行うことなどから、実施区域の周辺地域の環境への影響はないものと予測された。

したがって、対象事業の工事により発生する産業廃棄物については、評価目標を満足すると評価する。

また、対象事業の工事により発生する産業廃棄物による環境影響については、以下に示す環境保全のための措置を講じることにより、実行可能な範囲内で低減を図り、周辺地域への影響に対する環境の保全等について適正に配慮していく。

- ・建設工事にあたっては、プレキャスト製品（壁等の完成品）等を採用することにより、建設廃棄物の発生を抑制する。
- ・産業廃棄物の運搬時には、必要に応じて荷台にシートを被覆するなど、飛散・流出等がないように適正な処理を行う。